



住民生活課 お知らせ

お問い合わせ
☎63・3800

人権相談・行政相談・
心配ごと相談合同相談所
開設のお知らせ

9月22日(水)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



日高地域消費生活相談
窓口・巡回相談窓口
開設のお知らせ

●日高地域消費生活相談窓口

(御坊市)

日時：平日(年末年始を除く)

午前9時～午後5時

場所：御坊市役所一階

☎52・5288

●巡回相談窓口(日高町)

日時：毎月第2・第4火曜日

(祝日・年末年始を除く)

午後1時～午後3時

場所：日高町役場一階

☎63・3800

(住民生活課)

日高郡の自治体と御坊市で、共同の消費相談窓口、日高地域消費生活相談窓口と巡回相談窓口を開設しています。

専門の相談員が消費生活に関する相談を受け付けます。「事業者との契約トラブル」など、「おかしいな」と思った時はすぐに消費者相談窓口にご相談ください。

後期高齢者医療制度に加入されているみなさまへ

ジェネリック医薬品使用促進の お知らせをお送りしています

8月下旬から9月上旬にかけ、ジェネリック医薬品を使用された場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方を対象に、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせをお送りしています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善には、ジェネリック医薬品の普及が重要です。この機会に、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。



このお知らせは、現在処方を受けているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が軽減できることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

お薬によっては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もあります。切り替えを希望される方は、かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

【お問い合わせ先】

和歌山県後期高齢者医療広域連合

和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館9階

☎073・428・6688

「戦没者等の遺族に対する弔慰金」のご案内

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき戦没者等の遺族の方に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)を支給することとなりました。

支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受け方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の

- ① 父母
- ② 孫
- ③ 祖父母
- ④ 兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している事等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります

4. 前項の1から3以外の、戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります

支給内容 額面25万円

5年償還の記名国債

請求期限

令和5年3月31日まで

(請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができません) ですので、ご注意ください

請求窓口

住民生活課(☎63・3800)

特別弔慰金についてのQ&A

Q1

戦没者等の死亡後に生まれ た孫は、支給対象になりますか？

A1

特別弔慰金は、「弔慰」の意を表するという制度の趣旨を踏まえ、戦没者等の死亡当時のご遺族(三親等内)を対象としていますので、戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません。

Q2

国債の償還金は、いつごろで受け取ることが出来るのでしょうか？

A2

特別弔慰金の支給は、無利子の記名国債により行われ、令和3年から毎年1回、償還日(4月15日)以降に均等に支払い(年5万円)を受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただくことになっています。



詳しくは、住民生活課(☎63・3800)または、和歌山県援護担当課(☎073・441・2485)まで。